

取扱区分：「公開」

平成30年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年10月10日（水）10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

平成30年第11回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年10月10日(水) 午前10時00分 ~ 10時31分

2 場 所 周南市役所 2階共用会議室 H

3 会議に付した議案

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

<追加議案>

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

報告第35号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 1件

報告第36号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 9件

報告第37号 非農地証明について 3件

4 出席委員

第1番 原 田 雅 之 君 第2番 歳 光 時 正 君

第3番 竹 安 昌 巳 君 第4番 林 俊 一 君

第5番 松 田 孝 行 君 第6番 藤 原 典 子 君

第7番 岩 田 実 君 第8番 弘 中 壽 君

第10番 徳 本 勉 君 第11番 秋 貞 啓 子 君

第13番 高 橋 恵 君 第14番 田 中 栄 作 君

第15番 藤 井 孝 君 第16番 笠 井 保 雄 君 (職務代理者)

第17番 西 田 孝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第9番 山崎光夫君

第12番 佐伯伴章君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長 藤井 豊 次長 山本博彦

次長補佐 時重智一 書記 松原義孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

総会に入る前に、一言お詫びを申し上げます。

事務局の確認不足により、10月3日付けで農地法第3条の追加議案を送付させていただきました、大変ご迷惑をお掛けいたしました。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第9番山崎 光夫委員、第12番佐伯 伴章の2名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

おはようございます。

それでは只今より、平成30年第11回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第7番、岩田 実委員さん、第13番、高橋 恵委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第31号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の田1筆の924平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の田2筆の1,882平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の田6筆の3,205平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の田1筆の297平方メートル

の合計10筆の6,308平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠隔地の居住しており耕作困難であり譲受人は、現在、譲渡人から土地を借用し、農作業を実施していることから、この度の申請になりました。

なお、今回の申請につきましては、農地所有適格法人以外の法人が農地の所有権を取得するという申請でございます。

通常、耕作目的で農地の所有権を取得できる法人は、農地所有適格法人に限られています。

但し、耕作を目的とせず、一定の法人等が業務の運営に必要な施設として農地を利用する場合等は、その法人等が農地の所有権を取得することができるとされております。

また、農地の権利を取得することになりますので、農地法第3条の許可を得る必要があることから、今回の申請になりました。

それでは、本ケースについてですが、NPO法人が福祉目的で農地を取得するということですので、法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項1号ハに規定する「教育、医療又は福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるもの〔学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人〕が権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当いたします。

従って、本案件は農地の所有権の取得は可能と判断いたしました。

なお、今回の申請案件につきましては、過去に事例もないことから、農業委員会直接の担当課に当たります、県農業振興課農地調整班の担当職員へ申請内容等説明し、受理しても支障はない旨を確認しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

7番の岩田です。

岩田 実委員

議案第31第1番について、補足説明します。

申請地の地目は田で、10筆贈与による権利移動になります。

9月27日に譲受人と現地確認及び意思確認をしました。

譲渡人は、首都圏在住にて9月29日に電話で意思確認しました。

今後も自ら耕作が困難なことから、現在まで借地として耕作してもらっている譲受人である、NPO法人へ寄贈することです。

なお、農地所有適格法人以外の法人が、農地の所有権を取得できることにつきましては、先ほどの事務局の説明通りです。

現状は、字●●1236-1番にはブルーベリーが作付けされていました。

字上為政1200-1番は、畑として耕作されていました。

字上為政1206-1番には、葉物野菜が作付けされていました。

字●●●●1184-7番、字●●●●1184-10番、字●●●●1184-21番、字●●●●1186-1番、以上の4筆は一帯となって畑として、耕作されていました。

字●●●●1185-1番では、草刈りはしてありますが、耕作はされておりました。

字●●●●1187-1番では、はす田として耕作されていました。

字●●●1052-1番では、草刈りはしてありますが、耕作はされておられません。

譲受人である同法人は、以前から障害者雇用の受け皿として活躍されており、今後も地域活動の活性化に寄与されるものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西田会長）

事務局長

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第31号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●に所在する農地の田3筆の3,811平方メートル及び農地の畑1筆の331平方メートルの計4筆の4,142平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は高齢で農地の維持が難しく、後継者もなく、譲受人は、譲渡人の申し出に応じたとの事です。

次に、農地法第3条第2項各の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機具の保有状況等からみても又、通作距離も10メートルから20メートルと近く、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の面積は約41アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされる予定であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

8番弘中です。

第 8 番

弘中 壽委員

本申請は、新規に農地を求めて、農業経営を始めたいという事であります。
従来通り、水田稲作を主体に取り組むという事です。

この稲作に取り組むための耕作に要する農業機械については、逐次整備する
りもので、当面は多くの機械について、譲渡人からの借用により賄うことと
し、併せて栽培技術についても、アドバイスを受けることとしています。

因みに、譲渡人の築 65 年の家屋も取得したこともあり、順調に営農に取り
組めると考えられます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

議長（西田会長）

只今の 2 番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 31 号 2 番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2 番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第 32 号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、議案書の 3 ページをお願いします。

事務局次長

議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を、ご説明い
たします。

今月の農地法第 5 条による許可申請は、1 議案 2 件でございます。

それでは、1 番からご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している会社員の方々です。

現在、アパート住まいで実家の近くに、両親の面倒を見るために自己用住宅
を建築するものです。

なお、譲渡人は相談を受け、申請地を譲り渡すことになり、今回の申請にな
ったものです。

先ず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●支所から南へ約150メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●●●●字●●486番21、地目は「田」、地積は262平方メートルでございます。

なお、自己用住宅につきましては、農地以外の地目が43平方メートルあり、一体利用面積としましては、305平方メートルでございます。

続きまして、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

次に、建物立面図でございます。

最後に申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に支所が存する、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入申込書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については公共下水道への接続です。

また、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

議長（西田会長）

第13番

高橋 恵委員

以上です。

よろしくご審議お願いします。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

13番高橋です。

10月1日に譲渡人と現地にて確認いたしましたので報告いたします。

譲受人には、電話にて確認しました。

現地は、譲渡人の自宅と隣接しており、以前は田でしたが、数年前に畑に転用されたということでしたが、今は耕作されておらず、時々草刈りをされている程度でした。

譲受人は譲渡人の息子にあたり、今現在はアパートに住んでおり、実家近くに自己用住宅を建設し、いずれは両親の老後を見守りたいとの思いから、今回の申請になりました。

両親とも今回の申請は大変喜んでおり、書類等も完備されていますので問題ないと思われま

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長（西田会長）

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第32号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、許可申請の2番についてご説明いたします。

事務局次長

申請人は、●●●●●に事務所のある売電事業を行っている法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積351平方メートル、発電出力30.5キロワットの太陽光パネル100枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、公道にも接していることから管理も容易であり、譲渡人は譲受人の要請により、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から北東に約800メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●字●●261番1、地目は「畑」、地積は351平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真を1枚付けております。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高水駅のある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金残高の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当であると思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。

また、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出

でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。

よろしくご審議お願いします。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

16番笠井です。

第2番について去る9月29日に現地の確認と調査をいたしました。

なお、申請人は遠方のため電話にて、意思確認をいたしました。

申請地の位置内容については、事務局の説明通りで間違いありません。

申請地は、小高い丘の上にあり、周囲を山林で囲まれ、民家が5～6軒あり、農地の水利が悪く周辺にも太陽光発電設備が4～5ヶ所あり、耕作している農地も少なく、耕作放棄地が点在しています。

この申請地も相続で引き継いだ農地ですが、遠方にいるため管理することもできず、業者さんに頼んで草刈りをしてもらい、管理していたとのことで、今後も管理することができないため、売却したいとのことです。

譲受人も既に周南市内において、太陽光発電事業を展開しているとの事でこのまま耕作放棄地とするよりは、土地の有効利用を考え妥当であると思います。

防除計画書に沿って調査しましたが問題なく、周辺農地に与える影響も少なく、提出書類も完備しており何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号2番につきまして、採決を行います。

議長（西田会長）

第16番

笠井 保雄委員

議長（西田会長）

事務局長

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、追加議案の議案第33号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●●●字●●●●●に所在する農地の畑2筆の380平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は今後農地として利用しないとのことであり、譲受人は、自宅の隣地であり耕作に便利なことから今回の申請になったとのことです。

次に、農地法第3条第2項各の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機具の保有状況等からみても又、通作距離も自宅前であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の面積は約170アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、かぼちゃ・いもを植えられる計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上でございます。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

議長（西田会長）

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

高橋 恵委員

13番高橋です。

10月6日に譲受人と現地で確認しましたので、報告します。

なお、譲渡人とは電話で確認いたしました。

現地は、譲受人の自宅に隣接しており、現状は耕作しておらず、定期的に草刈りはされているようでしたが、雑草が生えておりました。

譲渡人は、自宅から離れていることもあり、今後も管理が難しいことから、譲受人に相談したところ、譲受人も自宅に隣接していることから、耕作にも便利なため、購入の意思を示され、今回の申請になりました。

今後は、季節の野菜などを中心に、花なども栽培したいとのことでした。

譲受人は、長年農業を営んでおられ、農機具等も所有されておられますので、問題ないと思われま

す。

よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

議長（西田会長）

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第35号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

議案書の4ページをお願いします。

事務局長

報告第35号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

議長（西田会長）

以上で報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

議案書の5ページ及び6ページをお願いします。

事務局長

報告第36号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

議長（西田会長）

以上で報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

事務局長

報告第37号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は3件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

議長（西田会長）

以上で報告第37号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第11回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時31分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年10月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 岩 田 実

委 員 高 橋 恵